

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第7号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

令和4年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数				対前年増減数		主 な 増減理由
		令和3年		令和4年		対前年増減数	うち 知事部局	
			うち 知事部局		うち 知事部局			
一般行政	総務他	3,385人	3,150人	3,373人	3,126人	12人	24人	業務減等
特別行政	教 育	8,304人	7人	8,226人	9人	78人	2人	児童生徒数の減少等
	警 察	2,374人	0人	2,379人	0人	5人	0人	欠員補充
公営企業	病 院	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	下水道	13人	13人	14人	14人	1人	1人	業務増等
	その他	117人	16人	121人	16人	4人	0人	業務増等
合 計		14,193人	3,186人	14,113人	3,165人	80人	21人	

職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及びフルタイムの会計年度任用職員以外の非常勤職員を除く。）の人数である。

「うち知事部局」の合計は、「(2) 定員管理の取組」における対象職員と一致します。

(2) 定員管理の取組

中期人事ビジョンにおける職員数の適正管理（知事部局）

対象職員：知事部局職員（再任用職員、任期付職員等を除く。）

計画期間：令和4年度から令和7年度までの4年間

取組方針：3,200人体制を目安に質の高い行政サービスの提供と働き方改革の推進の両立を図る。

2 人事評価の状況

(令和3年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知 事 部 局	<p>職員人事評価制度</p> <p>職員人事評価実施要綱による。</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：能力 令和2年10月1日～令和3年9月30日 業績 令和3年4月1日～令和4年3月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>
警 察 本 部	<p>警察職員人事評価制度</p> <p>秋田県警察職員人事評価実施規程による。</p> <p>対 象：警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員</p> <p>評価期間：能力 令和2年10月1日～令和3年9月30日 業績 令和3年2月1日～令和4年1月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>
教 育 委 員 会	<p>教員人事評価制度</p> <p>「秋田県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」による。</p> <p>対 象：校長及び教員（校長の判断により臨時講師等も対象になり得る。）</p> <p>評価期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日</p> <p>評価方法：職種別に評価項目を選択し、その職務状況について、評価要素ごとに5段階評価を行う。</p> <p>事務職員等人事評価制度</p> <p>対 象：事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員</p> <p>評価期間：能力 令和2年10月1日～令和3年9月30日 業績 令和3年4月1日～令和4年3月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>

3 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(令和4年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢

行政職	325,400円	66,155円	391,555円	43歳1月
警察職	319,900円	97,890円	417,790円	38歳9月
教育職(高等学校等)	398,169円	44,057円	442,226円	47歳11月
教育職(小・中学校)	378,500円	32,474円	410,974円	47歳7月
技能労務職	322,600円	41,728円	364,328円	54歳0月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額 (令和4年4月1日現在)

区 分	初任給	採用2年後の 給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10年	15年	20年	
行政職	大学卒	181,928円	193,708円	269,218円	312,836円	350,903円
	高校卒	149,610円	158,067円	225,231円	256,120円	297,645円
警察職	大学卒	211,830円	231,060円	289,844円	335,029円	386,250円
	高校卒	172,364円	188,070円	257,645円	293,317円	342,020円
教育職(高等学校等)	大学卒	203,675円	215,455円	317,925円	366,200円	405,236円
教育職(小・中学校)	大学卒	203,675円	215,455円	316,029円	360,783円	389,860円

(3) 行政職の級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・ 副主幹	副主幹・ 主査	主査・ 主任	主事・ 技師	主事・ 技師	
職員数	21人	52人	42人	286人	1,135人	624人	608人	486人	498人	3,752人
構成比	0.6%	1.4%	1.1%	7.6%	30.3%	16.6%	16.2%	13.0%	13.3%	100%

県には9種類13表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

(4) 標準を超える昇給の状況 (令和3年度)

区 分	行政職	警察職	教育職(高等学校等)	教育職(小・中学校)
職員数	3,754人	1,937人	2,569人	4,719人
標準を超える昇給職員数	853人	374人	348人	530人
比率	22.7%	19.3%	13.5%	11.2%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当 (令和3年度)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	
支給割合	6月支給	1.225月分	0.925月分
	12月支給	1.125月分	0.925月分
	合計	2.35月分	1.85月分
1人当たり 平均支給額	行政職		1,481,110円
	警察職		1,446,361円
	教育職		1,756,140円
加算措置の状況	職務の級に応じて5%~20%の加算を行う。		

イ 退職手当 (令和3年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行政職	17,637千円	
警察職	13,869千円	
教育職	11,851千円	

ウ 時間外勤務手当 (令和3年度)

支給総額	20億6,304万円
支給対象職員1人当たり支給年額	358,851円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。30種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当等である。(令和3年度)

支給総額	618,662千円
支給職員1人当たり平均支給年額	118,800円

職員全体に占める手当支給職員の割合 | 36.1%

オ その他の主な手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	配偶者	月額 6,500円
		子	月額10,000円
		父母等	月額 6,500円
		満16歳となる年度の初日(4月1日)から満22歳となる年度の末日(3月31日)までの子	1人当たり月額5,000円を加算
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		最高 月額27,000円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額51,400円
寒冷地手当	11月から3月までにおいて秋田県に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円

(6) 勤務時間の状況 (令和3年度)

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況 (令和3年1月～令和3年12月)

区 分	対象人数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知事部局等	3,237人	124,931日	39,412日8時間	12日2時間
警察本部	2,336人	89,988日	37,156日2時間	15日7時間
県教育委員会	3,633人	138,529日	43,359日3時間	11日7時間

1 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう(以下の表において同じ。)

2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 介護休暇の取得状況(令和3年度)

区 分	取得者数
知事部局等	3人
警察本部	0人
教育委員会	6人

1 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

2 介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ 休暇制度の概要

休暇の種類 (令和3年度)

種 類	内 容
年次休暇	1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。)
介護休暇・介護時間	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種 類	内 容 (日数等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内)
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内)
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)

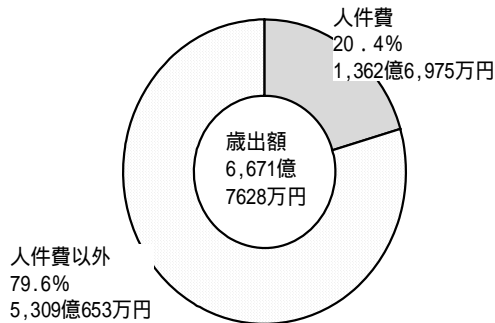
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内)
家族看護等休暇	職員が、その配偶者、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内。家族が2人以上の場合は10日以内)
短期の介護休暇	職員が要介護者の介護等を行う場合に与えられる。(年5日以内。要介護者が2人以上の場合は10日以内)
服忌休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内)
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内)

(8) 修学部分休業、高齢者部分休業の取得状況(令和3年度)

区分	修学部分休業 取得者数	高齢者部分休業 取得者数
知事部局等	0人	0人
警察本部	0人	0人
教育委員会	0人	2人

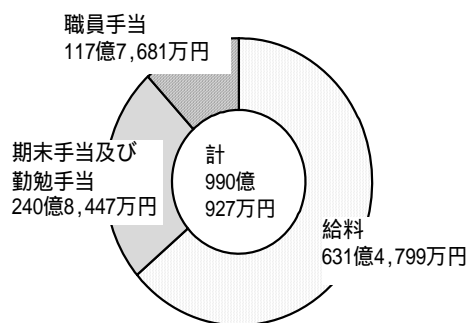
(9) 職員給与費の状況

人件費の状況
(令和2年度普通会計決算)



人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

職員給与費の内訳
(令和4年度一般会計予算)



対象職員数14,842人 一人当たり667万円
職員手当には、退職手当を含まない。

(10) 特別職の給料及び報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	給料及び議員報酬	期末手当		退職手当	
		6月期	12月期	算定方法	支給時期
知事	1,210,000円 (968,000円)	1.55月分	1.55月分	給料月額×在職月数×70/100	任期ごと
副知事	930,000円 (790,500円)	1.55月分	1.55月分	給料月額×在職月数×45/100	任期ごと
議長	910,000円	1.55月分	1.55月分	支給しない。	
副議長	810,000円	1.55月分	1.55月分		
議員	780,000円	1.55月分	1.55月分		

知事・副知事の給料については、令和7年4月までの特例措置として、知事が20パーセント、副知事が15パーセント減額して支給することとされており、括弧内が減額後の額である。(R3.4.30改正)

知事・副知事の期末手当については、令和6年12月までの特例措置として、知事が20パーセント、副知事が15パーセント減額される。(R3.4.30改正)

知事・副知事の退職手当については、前任期における特例措置として、知事が15パーセント、副知事が10パーセント減額して支給した。

4 休業の状況

(1) 育児休業の取得状況(令和3年度)

区分	育児休業(女性)			育児休業(男性)			部分休業 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	
知事部局等	22人	22人	100.0%	69人	46人	66.7%	14人
警察本部	20人	20人	100.0%	100人	46人	46.0%	10人
教育委員会	81人	81人	100.0%	58人	4人	6.9%	1人

- 1 育児休業の「取得可能者数」とは、令和3年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。
- 2 育児休業の「取得者数」とは、令和3年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。
- 3 「部分休業取得者数」とは、令和3年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

(2) 自己啓発等休業、大学院修学休業及び配偶者同行休業の取得状況（令和3年度）

区分	自己啓発等休業 取得者数	大学院修学休業 取得者数	配偶者同行休業 取得者数
知事部局等	1人	-	0人
警察本部	0人	-	0人
教育委員会	1人	0人	0人

5 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数（令和3年度）

区分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
知事部局等			59人		59人			1人	1人	2人
警察本部			21人		21人			1人		1人
教育委員会			102人		102人	2人	2人	1人	3人	8人
計			182人		182人	2人	2人	3人	4人	11人

休職者数は延べ人数である。

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数（令和3年度）

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正			1人		1人
一般服務違反	1人		1人	2人	4人
一般非行					0人
収賄等					0人
道路交通法違反（職務執行外）		2人	1人	2人	5人
監督責任	1人				1人
計	2人	2人	3人	4人	11人

6 サービスの状況

サービス規律の確保に関する取組（令和3年度）

区分	取組の概要
知事部局	令和3年6月 職員の綱紀の保持について（通知） 令和3年12月 職員の綱紀の保持について（通知）
警察本部	令和3年4月 春の連休期間中における各種事故防止について（通達） 令和3年7月 夏季における規律の保持及び各種事故防止について（通達） 令和3年12月 年末年始における規律の保持及び各種事故防止について（通達） 令和4年3月 異動期における規律の保持及び各種事故防止について（通達）
教育委員会	令和3年6月 職員の綱紀の保持について（通知） 令和3年10月 教職員等の選挙運動の禁止等について（通知） 令和3年12月 職員の綱紀の保持について（通知）

7 退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の退職管理に関する条例（平成27年秋田県条例第59号）により、営利企業等に再就職した元職員は退職前の職務に関して、現職職員への働きかけを行うことが禁止されているが、令和3年度においては、規制に違反する行為は認められなかった。

なお、働きかけ規制の円滑な実施のため、本庁課長級以上の経験がある元職員に対し、再就職情報の届出を義務づけているが、届出件数は次のとおりであった。

令和3年度の再就職情報の届出件数

- 知事部局 26件
- 警察本部 10件
- 教育委員会 1件

8 研修の状況（令和3年度）

区分	研修実施機関	研修区分	内容	修了者数
知事部局	秋田県自治研修所	役職段階別指定研修	新規採用職員研修、3年目職員研修、キャリア開発研修、課長級研修等	618人
		組織力向上研修	キャリアデザイン研修、メンタルヘルス（ラインケア）研修	244人
		能力開発研修	eラーニング（ロジカル・シンキング基	388人

			本コース、リスクマネジメントコース、 チームマネジメント基本コース等)	
				計 1,250人
警 察 本 部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養（初任科、初任補修科）、 昇任時教養（警部補任用科、巡査部長任 用科）	173人
		専門研修	部門別任用科、専科	309人
				計 482人
教育委員会	秋田県総合教育セ ンター	教職経験者研修	初任者研修、教職5年目研修、 中堅教諭等資質向上研修等	638人
		職務別研修	新任校長研修、新任教頭研修、 新任教務主任研修、新任学年主任研修等	605人
				計 1,243人

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき令和3年度において県が実施した福利厚生事業は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

（令和3年度）

区分	分類	主な事業	事業費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	76,354千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅（4棟分）	19,398千円
			計 95,752千円
警 察 本 部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	30,765千円
	職員ストレスチェック事業	ストレスチェック、ストレス相談	1,691千円
			計 32,456千円
教育委員会	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	45,935千円
	福利厚生	福利厚生事業にかかる事務	2,374千円
			計 48,309千円

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員その他非常勤の職員については各地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

（令和3年度）

療養補償		障害補償		遺族補償		その他		福祉事業	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
143件	39,814千円	2件	5,015千円	10件	31,662千円	2件	1,629千円	17件	29,460千円

県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和3年度の報告及び勧告の概要

令和3年10月11日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 給与の改定

ア 本年の改定

(ア) 給料表

本年4月時点における職員の月例給与と県内民間給与との較差は40円(0.01%)と極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、本年は、給料表の改定は行わない。

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A-B)
364,302円	364,342円	40円(0.01%)

(イ) 期末・勤勉手当

県内の民間の年間支給割合(4.19月)に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引き下げて4.20月とする。

「改定後の支給月数」

令和3年度	一般職員		6月期	12月期
	期末手当	2.35月(0.10月)	1.225月	1.125月(0.10月)
勤勉手当	1.85月	0.925月	0.925月	
計	4.20月(現行4.30月)	2.150月	2.050月	
令和4年度以降	一般職員		6月期	12月期
	期末手当	2.35月(0.10月)	1.175月(0.05月)	1.175月(0.05月)
勤勉手当	1.85月	0.925月	0.925月	
計	4.20月(現行4.30月)	2.100月	2.100月	

イ 実施時期

アの(イ)の改定は令和3年12月1日から実施する。

ウ その他の事項

給料の調整額及び特殊勤務手当等諸手当については、業務の実態や国及び他の都道府県の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って、改定する必要があるものについて、随時見直しを行う。

(2) 人材の確保、育成等

ア 人材の確保

採用試験の受験者が減少し、技術職の一部では採用予定数を下回っているほか、採用辞退数が増加傾向にあるなど、人材の確保が困難となっていることから、県職員の仕事内容やその魅力等を積極的に発信するとともに、技術職の採用の在り方や時代に即した試験方法を検討し、将来を担う人材の確保を図っていく必要がある。

イ 人材の育成

若手・中堅職員を対象とした研修メニューの充実やキャリアプランを考える機会の提供に加え、本県のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の実現に向け、デジタル技術を的確に活用できる人材を育成することが重要である。

ウ 女性職員の活躍の推進

先輩女性職員のメッセージや仕事の魅力等の情報発信、育児との両立に関する制度の紹介等の充実を図り女性受験者の確保につなげていく必要がある。また、多様な職務への従事や管理監督職等への登用により計画的に育成を図るとともに、多様で柔軟な働き方の拡大、定着等も併せ、活躍を一層推進していく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度について、必要に応じて改善を行うなど人事管理の基礎として十分に活用されるよう取り組んでいくほか、役職段階に応じて求められる能力等を備えた人材の育成に生かしていく必要がある。

(4) 勤務環境の整備等

ア 時間外勤務等の縮減

恒常的な時間外勤務等の実態が見受けられるとともに、新型コロナウイルス感染症対応の時間外勤務等が長期間に及ぶ状況が続くことも懸念され、時間外勤務等の発生要因の整理・分析と対策が必要である。また、管理監督職員による業務の進捗状況や勤務時間の適正な把握・管理などマネジメントの強化を図る必要がある。

教職員の長時間労働の改善については、新たな多忙化防止計画や業務量の適切な管理等に関する規則による成果や課題を収集・分析しながら取り組んでいく必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援

人事院による意見の申出や報告等を踏まえ、男女を問わず職員が育児や介護を行うための両立支援制度や早出・遅出勤等々の改善に加え、これらの周知や新たな制度等の検討を行うほか、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に在宅勤務の拡大等に向けた検討を加速させるなど、職員が働きやすい環境を整備していく必要がある。

ウ 心身の健康づくりの推進

ストレスチェックなど職員のメンタルヘルス対策の強化や長時間勤務を行った職員に対する産業医による面接指導を徹底するとともに、管理監督職員による職場環境の改善、職員の心身の不調の早期発見など、職員の健康管理についての取組を継続していく必要がある。また、職場復帰する職員を支援していくことも必要である。

エ ハラスメントの防止

昨年から職員からの相談に対応するために必要な体制の拡充が図られており、今後もこうした取組とともに、意識啓発や相談窓口等の周知等を強化し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進していく必要がある。

オ 新型コロナウイルス感染症に関する対応

影響の長期化に備え、テレワーク等を推進するとともに、業務の進行管理等の適切な方策に関する検討等に取り組む必要がある。また、特定の部署で業務量の増大が長期化しており、職員の健康管理への配慮、部局を超えた応援体制の構築など、適切に対応していく必要がある。

(5) 定年の引上げへの対応等

定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を適切に導入していく必要がある。また、職員の勤務意思の決定に必要な情報の提供や、定年の段階的な引上げが完了するまでの間、再任用職員が能力及び経験をより一層発揮しながら職務に従事できる環境整備に努める必要がある。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

(令和3年度)

区分	採用 予定 人員 (A)	申込者数		第1次試験						第2次試験				最終 倍率 C/F	辞退 者数		
		(B)	内 女 性	受験者数		合格者数		受験率		受験者数		合格者数			受験率 E/D	内 女 性	内 女 性
				(C)	内 女 性	(D)	内 女 性	C/B	C/D	(E)	内 女 性	(F)	内 女 性				
行政A	35	292	106	242	86	72	27	82.9%	3.4	56	17	44	17	77.8%	5.5	8	6
行政B	1	9	2	9	2	6	2	100.0%	1.5	4	1	2	0	66.7%	4.5	0	0
行政B	1	3	3	3	3	2	2	100.0%	1.5	1	1	0	-	50.0%	-	-	-
行政C(職務経験者)	6	81	16	56	10	15	1	69.1%	3.7	15	1	7	1	100.0%	8.0	0	0
心理判定	4	6	3	6	3	4	2	100.0%	1.5	4	2	3	2	100.0%	2.0	0	0
保健師	5	19	13	14	8	13	7	73.7%	1.1	12	7	9	5	92.3%	1.6	3	2
化学	3	10	4	6	4	5	3	60.0%	1.2	4	3	2	2	80.0%	3.0	0	0
農芸化学	2	6	1	5	1	4	1	83.3%	1.3	4	1	2	1	100.0%	2.5	0	0
動物・食品衛生	3	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1
農学(一般)	13	29	8	23	7	19	6	79.3%	1.2	16	6	12	5	84.2%	1.9	4	2
農業農村工学	3	7	1	6	1	5	1	85.7%	1.2	4	1	4	1	80.0%	1.5	1	1
畜産	1	3	3	3	3	2	2	100.0%	1.5	2	2	2	2	100.0%	1.5	0	0
水産	2	5	1	5	1	5	1	100.0%	1.0	5	1	2	0	100.0%	2.5	0	0
林学	9	8	2	5	1	3	0	62.5%	1.7	3	0	2	0	100.0%	2.5	1	0
電気	1	5	0	5	0	4	0	100.0%	1.3	4	0	1	0	100.0%	5.0	0	0
土木A	6	14	2	10	2	7	1	71.4%	1.4	7	1	7	1	100.0%	1.4	1	0
土木B(職務経験者)	2	4	0	3	0	0	0	75.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築	2	10	5	9	5	6	3	90.0%	1.5	4	2	4	2	66.7%	2.3	2	0
教育行政	4	17	9	15	9	11	6	88.2%	1.4	9	6	4	3	81.8%	3.8	0	0
教育行政B(職務経験者)	3	29	14	22	11	9	4	75.9%	2.4	8	4	3	1	88.9%	7.3	0	0
警察事務	2	22	9	17	5	13	6	77.3%	1.3	12	4	3	2	92.3%	5.7	0	0
少年補導職員	1	3	1	3	1	2	1	100.0%	1.5	2	1	1	1	100.0%	3.0	0	0
計(22区分)	109	583	204	468	164	208	77	80.3%	2.3	177	62	115	47	85.1%	4.1	21	12
短大卒業程度																	
一般事務	4	18	15	17	14	11	8	94.4%	1.5	9	6	4	3	81.8%	4.3	2	2
土木	2	4	1	3	1	3	1	75.0%	1.0	3	1	2	1	100.0%	1.5	0	0
教育事務	2	4	3	4	3	3	2	100.0%	1.3	3	2	2	1	100.0%	2.0	0	0
計(3区分)	8	26	19	24	18	17	11	92.3%	1.4	15	9	8	5	88.2%	3.0	2	2
高校																	
一般事務a												5	2			2	0
一般事務b	5	70	27	67	25	17	5	95.7%	3.9	14	3	3	1	82.4%	8.4	2	1
農業農村工学	3	14	0	12	0	8	0	85.7%	1.5	7	0	4	0	87.5%	3.0	0	0
林学	3	5	3	4	2	2	1	80.0%	2.0	2	1	2	1	100.0%	2.0	0	0

卒業程度	電気	1	4	0	2	0	2	0	50.0%	1.0	1	0	0	-	50.0%	-	-	-
	土木	3	16	4	16	4	10	3	100.0%	1.6	9	3	5	1	90.0%	3.2	2	0
	教育事務	16	112	59	105	57	34	18	93.8%	3.1	29	16	16	11	85.3%	6.6	7	4
	警察事務	2	36	22	34	22	14	10	94.4%	2.4	13	9	6	4	92.9%	5.7	1	1
	計(7区分)	33	257	115	240	110	87	37	93.4%	2.8	75	32	41	20	86.2%	5.9	14	6
	警察官A(第1回)	34	180	0	119	0	76	0	66.1%	1.6	57	0	33	0	75.0%	3.6	3	0
	女性警察官A(第1回)	4	35	35	20	20	12	12	57.1%	1.7	8	8	7	7	66.7%	2.9	3	3
	警察官A(第2回)	5	71	0	40	0	17	0	56.3%	2.4	13	0	8	0	76.5%	5.0	1	0
	女性警察官A(第2回)	2	16	16	6	6	5	5	37.5%	1.2	4	4	3	3	80.0%	2.0	0	0
	警察官B	26	127	0	106	0	59	0	83.5%	1.8	56	0	19	0	94.9%	5.6	1	0
	女性警察官B	6	41	41	38	38	20	20	92.7%	1.9	20	20	10	10	100.0%	3.8	0	0
	計(6区分)	77	470	92	329	64	189	37	70.0%	1.7	158	32	80	20	83.6%	4.1	8	3
	総計(38区分)	227	1,336	430	1,061	356	501	162	79.4%	2.1	425	135	244	92	84.8%	4.3	45	23

警察官A、警察官Bについては、他県を第一志望としている者は除く。

(2) 選考採用(適用根拠別状況)

(令和3年度)

根拠規定		区分	任命権者別			計
			知事	教育委員会	警察本部	
人事委員会規則4-5第26条第1項			18	0	22	40
第3号 国、他の地方公共団体等の在職者	建設技監		1			1
	課長					0
	政策監		2			2
	主任		1			1
	主事		1			1
	警視				2	2
	警部				6	6
	係長				1	1
	警部補				2	2
	巡査部長				3	3
	巡査				2	2
	専門官				1	1
	交通管制官				1	1
	小計		5	0	18	23
第8号	資格・免許職	児童福祉司	3			3
		航空整備士			1	1
		医師	3			3
		薬剤師	1			1
		獣医師	1			1
		機関士	1			1
		職業訓練指導員	1			1
	その他	研究員	2		1	3
		武道指導員			2	2
		運航安全管理者	1			1
小計		13	0	4	17	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条			6	0	0	6
特定任期付職員			1			1
一般任期付職員			5			5
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条			0	0	0	0
第1号任期付研究員						0
第2号任期付研究員						0
合計			24	0	22	46

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

(令和3年度)

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

(令和3年度)

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 任命権者に関するもの

(令和3年度)

事案名	審査請求人	審査請求年月日	審査請求理由	審理状況	終結内容年月日等
令和3年秋人委(審)第1号事件	県立学校教諭	R3.4.21	懲戒処分等取消	書面審理	
令和3年秋人委(審)第3号事件	元県立学校教諭	R3.12.23	懲戒処分取消	非公開口頭審理	

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

(令和3年度)

事案名	審査請求人	審査請求年月日	審査請求理由	審理状況	終結内容年月日等
令和3年秋人委(審)第2号事件	一部事務組合職員	R3.5.27	懲戒処分取消	非公開口頭審理	